

第2回児童虐待防止対策部会

令和5年9月12日

特定非営利活動法人おおい子ども支援ネット

児童アフターケアセンターおおい

川村 涼太郎

議題（1）「令和4年改正児童福祉法の施行に向けた検討状況等」（資料1） に関する意見

1 親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）について

資料1（45頁）において、「2. 親子関係再構築支援の原則」の「①こどもの援助指針等における親子関係再構築」という項目に「援助指針等（自立支援計画やサポートプランを含む）には、「親との関係性を再構築する」という視点が必ず含まれるべき」とある。

ここで使われている「親との関係性を再構築する」という文言について、「親子の関係性を再構築する」という表現への修正を検討していただきたい。

「親との関係性を再構築する」（主語：こども）という表現には、こどもだけが頑張らなければいけない、こどもに責任がある、というようなニュアンスを感じざるを得ない。

言うまでもなく、親子関係の再構築をめざすに至る背景には、こどものみならず、親にも要因があるわけであり、**こどもと親がともに主体的に**その関係性の構築をめざすことが重要な視点である。つまり、原案の文章だと「子との関係性を再構築する」（主語：親）視点が欠けているため、上記修正案を提示させていただいた。

なお、次の項目「②当事者である家族（「こども」と「親」）と一緒に考える」においては、主体は「こども」と「親」であると記述してあるため、ますます上記の違和感をぬぐえない。

（※）本ガイドラインにおいて、「親子の援助指針」、「家族の援助指針」、「家庭の援助指針」などという名称ではなく「こどもの援助指針」という項目であるために、こどもを主語として「親との関係性を」という表現を使っているのかもしれないが、そうだとした場合、やはりこどもの目線からすると、こども自身に責任やプレッシャーがのしかかるような、あるいは“こどもが悪い”と書かれているように感じる表現になっていると指摘させていただく。

2 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業について

資料1（68頁）において、「児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等を通じて、研修受講費用等の補助を行うことを検討」とあるが、この研修受講費用等の補助を受けられる職員等の範囲（「等」の中身）を具体的に確認させていただきたい。

上記で具体的に示されているもののほかに、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童家庭支援センターといった児童福祉施設およ

び里親、ファミリーホーム、それに加え、こども大綱（案）に「こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ」とあるように、子ども・若者総合相談センター、こういったものが含まれることと解釈したが、実際にどのように検討されているのか。

特に、こどものケアに直接かかわる入所型施設だけでなく、児童家庭支援センターや子ども・若者総合相談センター、これから新設される里親支援センター等の子ども・若者や家庭に関するソーシャルワーク機能を担う相談支援機関の職員についても広くこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得が促進されるよう、こうした関係機関も補助の対象となるよう検討を進めていただきたい。

議題（２）「今後５年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等（中間整理）（案）について」（資料３）に関する意見

１ 虐待の連鎖の防止について

資料３（３頁）の「（４）良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」の本文に、「ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の連鎖の防止に取り組む」とある。

「貧困の連鎖の防止に取り組む」と具体的に記載しているのなら、“虐待の連鎖の防止”についても、取り組んでいく具体的な記載の一つとしてここに追記（列挙）したほうがよいのではないか。

この（４）の中では、虐待に直接関連する記述として、虐待は子ども・若者や家庭が抱える困難や課題の要因になることや、虐待などによって家庭分離が生じた場合にパーマネンシー保障の考えに基づく安定的、継続的な養育を保障するという言及があるが、**連鎖の防止**については直接的に触れられていない。

加え、同資料の４頁「（６）児童虐待防止等と社会的養護の推進（児童虐待防止対策等の更なる強化）」の中では、虐待予防の取組強化、一時保護所の環境改善、権利擁護に係る環境整備の推進、親子再統合のための支援の実施の推進、関係機関の連携の推進、児童相談所の体制強化といった一連の記載があるが、ここでも**連鎖の防止**については直接的に触れられていない。

ここにある「虐待予防」という文言に加え、この（６）の冒頭には「子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う」という記載が確かにあるが、広範的な表現にとどまっている。

特に（社会的養護のもとで育った方など）被虐待経験のある親が自分のこどもを育てていくことの大きなリスクや困難性は、「虐待予防」や「子育てに困難を抱える世帯に対する支援体制の強化」というジェネラルな言葉で一括りにして十分なほどにケアが容易なものではないため、“虐待の連鎖の防止”という具体的な文言の追記を検討していただきたい。

2 ヤングケアラー支援に関するネグレクトの視点について

資料3（5頁）の「ヤングケアラーへの支援」では、「家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する」とあるが、これに加え、ヤングケアラーへの支援にあたっては児童虐待防止の観点から、親のネグレクト（児童虐待）のリスクも考慮して家庭をアセスメントする視点が重要だと考えられる。このような視点も含んだ文言の追記を検討していただきたい。